

『贈収賄防止に関するガイドライン』〈要約版〉

本ガイドラインは、グループ全体としての贈収賄防止に向けた取組みを更に強化するため、『三和グループコンプライアンス行動規範』に基づき、具体的な取組を示すものとして、制定するものです。

1. 公務員等に対する贈賄の禁止

- 三和グループは、公務員等に対し、贈賄等の手段により得られる利益を一切求めません。また、国の内外を問わず、公務員等への接待、贈答等、利益の供与、申し出をしません。万が一、国の内外を問わず、公務員等から、上記に該当する利益の供与を要求されても、三和グループは毅然とこれを拒絶します。

2. 公務員等以外の者に対する贈賄の禁止

- 三和グループは、贈賄その他の不正な手段によらなければ得られない利益を一切求めません。公務員以外の取引先に対する接待、贈答等は、各国法を遵守の上、社会通念上妥当な範囲で行います。

3. 接待や、贈答の受領の禁止

- 三和グループは、取引先等からの社会的儀礼の範囲を超える接待、贈答等、一切の利益の供与を要求したり、受領はしません。また、従業員の家族、友人、その他の近親者等のために不正な職務行為を行わず、これに関して、接待、贈答等、一切の利益の供与を要求したり、受領はしません。

4. 適切な会計処理及び財務諸表の保持

- 三和グループは、簿外取引や架空取引、贈収賄行為等不正な取引を防止するために、全ての取引および資産の処分について、適切な会計処理に基いた財務諸表を作成し、これを保持します。

5. 贈収賄禁止の周知徹底、調査への協力

- 贈収賄防止を徹底するため、三和グループは、周知徹底及び適正に監査を行います。
- 贈収賄や不正取引に巻き込まれるか、その恐れがある場合は、速やかに各社職制を通じて、三和HDの主管部門に報告・相談するようにしてください。万が一これらの行為に関係した場合には、調査に全面的に協力をしなければいけません。

6. ファシリテーションペイメントについて

- ファシリテーションペイメントとは、通常の行政サービスに係る手続きの円滑化を目的とした、関係法令に根拠のない少額の支払いをいいます。国及び地域によっては、ファシリテーションペイメントのような少額の支払いを要求される場合がありますが、三和グループでは、こうした公務員等に対する支払いを禁止しています。
- もし従業員が当社の事業上の便宜の獲得を目的としてこのような支払いを行った場合には、従業員が法的責任を問われる場合があるほか、当社も法的責任を問われる場合があります。

以上